

宝塚市告示第 8 号

放置された自転車等の保管について

宝塚市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和59年宝塚市条例第36号。以下「条例」という。）第12条第2項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置された自転車を移動・保管したので、条例第13条第1項の規定により、告示する。

令和7年（2025年）1月10日

宝塚市長 山崎 晴恵

記

- 移動した理由 放置禁止区域外に自転車が放置されていたため。
- 移動日時及び区域 令和7年（2025年）1月9日（木）10:50～
宝塚市内 武庫川交番
- 保管場所 宝塚市末広自転車返還所 宝塚市末広町3-99
- 保管期間 令和7年（2025年）1月10日から1カ月間
- 返還時間 毎週 月～金曜日 9時30分～12時、13時～16時
（祝休日、12月29日～1月3日については返還できません）
- 返還手続き 自転車の鍵、本人確認書類等（運転免許証・健康保険証・学生証等）
を持参のうえ保管場所までお越しください。
- 連絡先 宝塚市都市安全部防犯交通安全課 電話0797-77-2020
宝塚市末広自転車返還所 電話0797-72-7013
- 保管期間経過後の取り扱い 保管期間までに引き取られない自転車等については、条例第13条第3項の規定により処分します。

